

## 公示送達書

大洗町告示第23号  
令和8年6月9日

下記の書類は送達を受けるべき者の所在が不明であるため、地方税法第20条の2及び大洗町税条例第18条の規定により公告します。

なお、この書類は下記に保管してありますので、送達を受けるべき者の申出があれば交付します。

大洗町長

送達を受けるべき者の氏名	送達すべき書類を特定するために必要な情報	備考
澤渡 新	地方税法第371条に基づく書類	

送達する書類の保管場所  
大洗町役場 税務課固定資産税係

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示の日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。